

○国立大学法人熊本大学における公益通報者の保護等に関する規則

(平成 20 年 9 月 25 日規則第 240 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）の職員等からの公益通報への対応に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者を保護するとともに、本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 国立大学法人熊本大学職員就業規則第 2 条に定める本学の職員及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者をいう。
- (2) 公益通報 職員等が、本学又は本学の役員及び職員等について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、不正の目的ではなく、通報することをいう。
- (3) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。
- (4) 被通報者 公益通報により通報された者をいう。
- (5) 部局 各学部、各研究科、各教育部、大学院生命科学研究部、各研究所、医学部附属病院、大学院先導機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、熊本大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設、附属図書館及び保健センターをいう。
- (6) 事務組織の各部等 監査室、経営企画本部、マーケティング推進部、教育研究推進部、学生支援部、医学部附属病院事務部及び運営基盤管理部をいう。
- (7) 部局等 部局及び事務組織の各部等をいう。

(他の規則との関係)

第 3 条 次の各号に掲げる事案については、当該規則の定めるところにより対処するものとする。

- (1) 熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に規定する事案
- (2) 熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成 18 年 3 月 23 日制定）に規定する事案
- (3) 国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に規定する事案
- (4) 熊本大学における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規則（平成 19 年 3 月 22 日制定）に規定する事案
- (5) 国立大学法人熊本大学における競争的資金等の管理等に関する規則（平成 19 年 11 月 1 日制定）に規定する事案

(公益通報総括責任者)

第4条 本学に公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、人事・労務担当の理事をもって充てる。

2 総括責任者は、公益通報に関する処理を総括する。

(通報窓口)

第5条 本学における公益通報に適切に対応するため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、運営基盤管理部総務ユニット及び学外の弁護士事務所に置く。

3 通報窓口を担当者を置き、運営基盤管理部総務ユニット長及び前項弁護士事務所の弁護士をもって充てる。

4 学長は、担当者の氏名及び連絡先を明示するものとする。

(公益通報の方法)

第6条 公益通報の方法は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール及び口頭によるものとする。

2 前項の通報は、原則として顕名により行うものとし、被通報者名及び法令違反の内容を明示するとともに、その合理的な根拠を示さなければならない。

(公益通報の受付)

第7条 担当者は、通報窓口で公益通報を受け付けたときは、速やかに総括責任者に公益通報記録簿（様式1号）により報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、担当者は、公益通報の内容が第3条第1項各号に該当するときは、総括責任者と協議の上、担当部署へ事案を移送するものとし、当該公益通報者にその旨を通知しなければならない。

(調査実施の検討)

第8条 総括責任者は、公益通報に係る報告を受けたときは、関係部局等の協力を得て、当該内容の確認等を行い、事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

2 総括責任者は、前項の検討結果を学長に報告するとともに、通報窓口が公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由も併せて通知するものとする。

(事実関係の調査)

第9条 前条第1項の検討結果に基づく事実関係の調査は、調査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 人事・労務担当の理事

(2) 法務担当の理事

(3) 経営企画本部長

(4) その他委員長が指名する職員

3 委員会に、委員長を置き、人事・労務担当の理事をもって充てる。

4 調査の実施に当たっては、当該公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮するとともに、調査対象部局等に対して関係資料の提出、事実の証明、報告等を要請し、これらの事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

(調査結果の通知)

第10条 総括責任者は、事実関係の調査を終えたときは、当該調査結果を学長に報告するとともに、当該公益通報者に通知しなければならない。

(協力義務)

第11条 職員等及び部局等は、公益通報に関する事実関係の調査について協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第12条 学長は、調査の結果、法令違反等の行為が明らかになったときは、速やかに必要な是正措置及び再発防止対策を講ずるものとする。

2 学長は、法令違反に関与した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

(公益通報者等の保護)

第13条 本学は、職員等が公益通報を行ったこと又は公益通報に係る事実関係の調査に協力したことを理由として、当該職員等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じるとともに、当該職員等に対し、解雇（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(秘密の保持)

第14条 公益通報の処理に当たる者は、公益通報者の氏名その他調査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(不正目的の通報)

第15条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の不正目的の通報を行った職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(関係者の排除)

第16条 学長は、被通報者を当該被通報者に係る事案の処理に関与させてはならない。

(準用)

第17条 本学の学生その他職員等以外の者からの通報については、この規則を準用する。

(事務)

第18条 公益通報に関する事務は、関係部局の協力を得て、運営基盤管理部総務ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 285 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 83 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 265 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 152 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 27 日規則第 121 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 70 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。